

○東京都職員共済組合ホームページ広告掲載取扱基準

令和六年五月二二日
六共管総第二一三号
管 理 部 長 決 定

(目的)

第一条 本基準は、東京都職員共済組合ホームページ利用要綱（平成十四年三月二十六日付管理部長決定、以下「要綱」という。）に基づき、東京都職員共済組合（以下「組合」という。）が開設するホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定める。

(掲載する広告の種類及び要件)

第二条 ホームページに掲載する広告は、ウェブページに貼る画像をクリックすることで他のウェブサイトへ遷移することができる広告（以下「バナー広告」という。）とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業者（個人を含む。）のバナー広告については、掲載しないものとする。

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十二号）において、風俗営業と規定される業種の事業者
- 二 風俗営業類似の業種の事業者
- 三 ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊戯その他の射幸行為を含む。）の事業者
- 四 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第二条第二号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業者
- 五 消費者金融事業者
- 六 たばこの製造・販売の事業者
- 七 法律の定めのない医業類似行為を行う事業者
- 八 占い、運勢判断に関する事業者
- 九 興信所・探偵の業種の事業者
- 十 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）で、連鎖販売取引と規定される業種の事業者
- 十一 債権取立て、示談引受けなどを業とする事業者

十二 法令に違反又は抵触していると認められる事業者

十三 東京都暴力団排除条例（平成二十三年東京都条例第五十四号）第二条第二号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者

十四 前各号に掲げるもののほか、組合が広告を掲載することがふさわしくないと認める事業者

3 前項に該当しない事業者であっても、広告の内容・デザインが、組合がふさわしくないと認める場合は、掲載しないものとする。

（バナー広告の枠数及び位置）

第三条 バナー広告は、ホームページのトップページ下部に二十枠までとする。

2 ホームページ上の位置は、組合が指定する位置とする。

（バナー広告の掲載期間等）

第四条 バナー広告の掲載期間等は、次の各号のとおりとする。

一 年度（四月一日から翌年三月三十一日）を区切りとし、月ごとによるものとし、最低掲載期間は原則三か月とする。

二 当該掲載を開始する月の最初の開庁日の午後二時から当該掲載を終了する月の翌月の最初の開庁日の午後二時までとする。

三 メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も掲載期間に含むものとする。

（バナー広告の規格）

第五条 バナー広告一枠の規格は次の各号のとおりとする。

一 画像のサイズ・容量

横二百三十四ピクセル×縦六十ピクセルかつデータ容量十KB以下

二 形式

GIF（アニメーション不可）又はJPEG

（バナー広告の掲載料）

第六条 バナー広告の掲載料は、バナー広告一枠につき、月額二万二千元（地方消費税等込み。）とする。

(バナー広告の掲載申込み)

第七条 ホームページにバナー広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、東京都職員共済組合ホームページ広告掲載申込書（別記様式第一号）に次の各号の書類等を添付し、組合が指定する期日までに組合に提出するものとする。

一 事業者概要

二 第二条及び第五条を満たすバナー広告案

2 前項に規定する申込みは、原則一申込者一枠とする。

(掲載するバナー広告等の審査及び決定)

第八条 組合は、前条の規定による掲載申込みがあったときは、本基準に基づき審査し、掲載の可否を決定する。

2 前項による審査の結果、第二条第二項及び第三項の掲載要件を満たしていると認められる枠数が第三条に規定する枠数を超過するときは、次の各号の順に優先して掲載するものとする。

一 掲載希望期間が長いもの

二 申込日が早いもの（申込日が同じ場合は、受付が早いもの）

3 組合は、前第一項の決定結果を申込者に対し東京都職員共済組合ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（第二号様式）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第九条 前条第三項の規定により、広告の掲載決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、組合が指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第十条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、組合が相当の理由があると認める場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、納付済み額から掲載した月の月額を差し引いた総額とし、利子を付さないものとする。

(広告主の責任及び負担等)

第十一条 広告の内容に関する責任（著作権等の知的財産権侵害を含む。）は、広告主が負う。

2 バナー広告の作成費用は、広告主の負担とする。

3 広告主は、遷移先サイトのアドレスを変更するときは、変更日の一週間前までに、東京都職員共済組合ホームページ広告掲載内容変更届出書（別記様式第三号）により組合へ届け出るものとする。

（広告掲載決定の取消）

第十二条 組合は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手段を要することなく広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

- 一 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- 二 リンク先サイトが感染型ウイルスによる感染が認められたとき。
- 三 掲載決定の内容と異なる広告を行ったと組合が認めたとき。
- 四 本基準を満たさないと組合が認めたとき。

（損害賠償）

第十三条 組合は、前条の規定により広告掲載決定を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、その賠償の責を負わないものとする。

（広告掲載の取下げ）

第十四条 広告主は、自己の都合により掲載を取り下げるときは、東京都職員共済組合ホームページ広告掲載取下げ申出書（別記様式第四号）により組合に申し出なければならないものとする。

2 前項の規定により掲載を取り下げた場合は、広告掲載料は返還しないものとする。

（免責事項）

第十五条 広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、当該事由による広告掲載料の返還、損害の賠償等を組合に請求しないものとする。

- 一 サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
- 二 火災及び地震、水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー・コンピューターへの不

正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止

附 則

本基準は、令和六年五月二十七日から施行する。